

公 告

公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団では、下記について、次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、公告します。

平成 26 年 6 月 27 日

1 案件名

「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」

2 業務の内容（概要）

- (1) 福岡県におけるスマートエイジング関連産業（医療・福祉・ヘルスケア）に関する概況調査
研究成果展開事業（スーパークラスタープログラムトライアル）で実施中の研究開発プロジェクトに関する市場動向・技術動向調査
医療現場におけるニーズ調査
スマートエイジング社会実現に向けた施策等の提言
- (2) 契約期間
契約締結日から平成 26 年 11 月 14 日

3 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 25 年 1 月福岡県告示第 117 号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成 26 年 6 月 27 日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

- (1) いかなる公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）からも指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 福岡県暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。また、同条例第 15 条に定める利益の供与等を行っていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 過去に同様の調査業務を行った実績を有する者であり、当該調査業務を確実に履行できると認められる者。

5 当該契約に関する事務を行う部署の名称及び所在地

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-8-33福岡システム LSI 総合開発センター
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団
先端半導体部 研究開発・製品化推進グループ
TEL:092-832-7155 FAX:092-832-7158

6 入札説明書の交付

本公告上において、平成 26 年 7 月 8 日（火）まで掲載する。

7 仕様等に関する質問の期限

仕様等に関する質問は、質問書(別添様式)を用い、必ず書面(ファックス可)にて、平成26年7月4日(金)17時までに提出すること。

8 入札参加申請書の提出期限

平成26年7月3日(木)12時まで

提出方法は、直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

提出場所は、9(1)の入札書の提出場所と同じ。

なお、入札参加の確認結果は後日通知する。

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-8-33福岡システム LSI 総合開発センター

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

先端半導体部 研究開発・製品化推進グループ

TEL:092-832-7155 FAX:092-832-7158

(2) 受領期限

平成26年7月8日(火)17時まで

(3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒814-0001 福岡県福岡市早良区百道浜3-8-33福岡システム LSI 総合開発センター

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

(2) 日時

平成26年7月14日(月)13時

11 契約条項

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団ホームページに掲載

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

免除する。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることはできない。

(1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札説明書等において示した入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札

(5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(6) 入札参加条件に反した者(入札参加承認通知を受けた者で、その後開札時点において入札参加

- 条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
(7) 所定の場所及び日時に到着しないとき

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。
- (2) 上記(1)の数値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が決定した場合は、当該入札結果を、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団ホームページに掲載することにより公表する。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団の情報を漏らしてはならない。
- (3) 本案件の入札に関して、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団より入手した資料や情報等は、本案件の入札以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された書類や資料等は、原則返却しない。
- (5) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

(一般競争入札)

案件名

「スマートエイジング社会構築に向けた
国際市場動向・技術動向調査」

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

平成 26 年 6 月 27 日

入 札 説 明 書 項 目

- ・ 入札説明
 ～入札までの流れ（補足説明、注意事項）～
- ・ 入札参加者心得
- ・ 入札参加申請書
- ・ 委任状
- ・ 入札辞退届
- ・ 入札書及び記入例
- ・ 仕様書
- ・ 応札資料作成要領
- ・ 評価項目一覧
- ・ 評価手順書
- ・ 質問書
- ・ 日程表

入札説明

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、平成26年7月4日（金）17時までに質問書（別添様式）書面（FAX可）にて公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に説明を求めることができる（質問書の提出先は入札書の提出先と同じ）。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札

(1) 入札書提出場所

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 先端半導体部
研究開発・製品化推進グループ

〒814-0001

福岡県福岡市早良区百道浜3-8-33 福岡システムLSI総合開発センター

TEL：092-832-7155 FAX：092-832-7158

(2) 入札書提出期限

平成26年7月8日（火）17時まで

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。

入札書提出期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ この一般競争に参加する者は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。

ウ 入札は単価に基づく総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。入札書には税抜き金額を記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又商号）及び「7月14日開封＜「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」＞の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「7月14日開封＜「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」＞の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- オ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

2 開札

(1) 日時

平成26年7月14日（月）13時

(2) 場所

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 先端半導体部
研究開発・製品化推進グループ

福岡県福岡市早良区百道浜3-8-33 福岡システム LSI 総合開発センター

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定に準じて再度の入札を行う。

～入札までの流れ（補足説明、注意事項）～

- 入札説明会はありません。入札説明書の熟読をお願いします。

- 入札書の提出方法について
 - ・ 提出方法については、直接持参するか、郵送のどちらかです。その他の方法は認めていません。
 - ・ 郵送による提出の場合は、書留郵便によるものとし、入札書到着期限日である7月8日（火）17時までに必着です。その場合は、直接提出する場合と同様の方法により通常の封書にした入札書をさらに封書にし（二重封筒）、「7月14日開封＜「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」＞の入札書在中」と朱書きしてください。また、宛先は入札説明書記載の公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団宛となります。
 - ・ 直接提出する場合は、封書にして氏名（法人名）及び「7月14日開封＜「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」＞の入札書在中」と朱書きしてください。

- 入札書の日付と入札書の記名について
 - ・ 入札書の日付は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が入札参加承認通知書を発した日から、提出期限である7月8日又はそれ以前の日付となります。日付がないもの、または日付に記載誤りがある場合は当該入札書は無効となりますので注意してください。
 - ・ 入札書の記名・押印は、入札書の提出と同時に委任状（別添様式）を提出する場合は、委任された人の名前とその人の印鑑（私印）になります。
 - ・ 入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、代表者の名前と代表者印となります。

- 入札等に関する質問及び回答について
 - ・ 質問は、7月4日（金）17時までに公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団へ、質問書（別添様式）を用い、必ず書面（FAX可）で行ってください。

- 入札参加申請書の提出
 - ・ 入札に参加を希望する方は、入札参加申請書（別添様式）を、7月3日（木）12時までに公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に提出して下さい。提出がない場合は、入札には参加できません。

- 入札参加申請書の提出後の辞退について
 - ・ 入札参加申請書を提出した後に、入札を辞退する場合は、入札辞退届（別添様式）を平成26年7月8日（火）12時までに提出して下さい。

- 入札書の書き方について
 - ・ 記入例を参考にしてください。
 - ・ 〒マークの横の入札金額、記名、押印がない場合は無効となります。入札金額の訂正も不可です。（数字の書き間違いに注意すること。）

- 開札について
 - ・ 開札は、本人又は代理人として委任を受けている方が立ち会えます。代理人の場合は、委任状が必要です。

- 再度入札について
 - ・ 1回目の入札で落札者が無い場合は、直ちに2回目以降の入札を行いますので、そのときの準備をお願いします。
 - ・ 入札書は前述の作成方法より、入札される回数分まで別々の封筒で作成し、各々の封筒には入札の順番がわかるように、下記のとおり記載して下さい。入札書が1通のみの場合は初度入札とします。また、提出されなかった回数以降については、入札を辞退したものとみなします。
 - 1回目 → 「初度入札」と記載
 - 2回目 → 「再度入札（2回目）」と記載
 - 3回目 → 「再度入札（3回目）」と記載
 - 4回目 → 「再度入札（4回目）」と記載
 - 5回目 → 「再度入札（5回目）」と記載
 - ・ 開札に立ち会い、2回目以降の入札に参加する場合は、その場での2回目以降の入札書を作成してもかまいません。ただし、委任状の使用印鑑による押印がないなど、無効入札とならないようにご注意ください。

- その他
 - ・ 本案件の入札に関して、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団より入手した資料や情報等は、本案件の入札以外の目的で使用してはならないものとします。
 - ・ 提出された書類や資料等は、返却しません。

入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないよう十分注意すること。
- 7 金額はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正したとき。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。
 - (4) 所定の場所及び日時に到着しないとき。
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しないとき。
 - (6) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。
 - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。

また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。

このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約

の相手方とするが、当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印したときであること。

13 落札者は、直ちに契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。

14 入札書は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が定める様式によるものとする。

入札参加申請書

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 理事長 殿

平成 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

平成26年6月27日公告の『スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査』に係る一般競争入札について、当該公告内容について了知・同意の上、参加を希望しますので、下記のとおり提出書類を添えて申し込みます。

なお、本入札の参加にあたり、関係法令及び本入札に係る公告の入札参加条件に反していないことを誓約します。

また、入札参加申込み後開札まで間に、関係法令及び本入札に係る公告の入札参加条件に反する事態が生じた場合は、本入札を辞退することを約します。

記

- 1 入札参加者 住 所
会社名
代表者名

印

2 提出書類

- (1) 入札参加申請書
- (2) 会社概要の資料 (カタログ等)
- (3) 過去の調査実績 (会社概要等で調査実績が確認できる場合は不要)

委任状

平成 年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団理事長 殿

住 所
会社名
代表者名

印

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

使用印鑑

委任事項

『スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査』に係る、入札及び見積に関する事務

平成 年 月 日

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 理事長 殿

住 所

会社名

代表者名

印

入 札 辞 退 届

平成26年6月27日公告の『スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査』に係る一般競争入札について、入札参加承認通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥

納期限	平成26年11月14日	納入先	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団			
品名	規格	数量	単価	金額	摘要	
スマートエイジング社会構築 に向けた国際市場動向・技術 動向調査	別紙仕様書のとおり	一式				
合計						

上記のとおり、入札(見積)いたします。

年 月 日

(公財)福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 梶山 千里 殿

住 所

氏 名

印

1 契約内容、履行期限及び履行場所

上記のとおり

2 契約金額

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

¥

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。

なお、この場合別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、(公財)福岡県産業・科学技術振興財団(以下「財団」という。)にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同法第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があつたとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同法第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同法第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

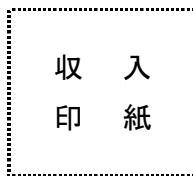
(4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 6 私は、前項の規定により財団が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、購入代金の額の100分の20に相当する金額を賠償金として財団の指定する期間内に財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号の一に該当する旨、警察本部から財団に対し通知があつたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
 - (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となつており、かつ、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であつても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

年 月 日

(公財)法人福岡県産業・科学技術振興財団

理事長 梶山 千里 殿



契約者 住 所
氏 名

印

(表)

入札書(見積書)(請書)

¥

0,000,000

税抜きで合計金額をご記入下さい。

納期限	平成26年11月14日	納入先	(公財)福岡県産業・科学技術振興財団		
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
スマートエイジング社会構築 に向けた国際市場動向・技 術動向調査	別紙仕様書 のとおり	一式		0,000,000	
					税抜きで合計金額をご記 入下さい。
合計				0,000,000	

上記のとおり、入札(見積)いたします。

年 月 日

(公財)福岡県産業・科学技術振興財団
理事長 梶山 千里 殿

入札書類提出日

住所 福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表者 〇〇 〇〇

印

- 契約内容、履行期限及び履行場所 上記のとおり
- 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)
- 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。
- 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、(公財)福岡県産業・科学技術振興財団(以下「財団」という。)にその損害の賠償を求めません。
 - 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があつたとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第5項の規定により確定したとき。
 - 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反の規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該課徴金の納付が同法第55条第5項の規定により確定したとき。
 - 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を棄却したとき。

代表者本人又は委任を受けた代理人(会社名・代表取締役名も記入)のお名前でご記入ください。

この欄については、記入いただかないようお願いいたします。

(裏)

- (4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により財団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、購入代金の額の100分の20に相当する金額を賠償金として財団の指定する期間内に財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号の一に該当する旨、警察本部から財団に対し通知があつたときは、契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があつても、財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
- (2) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつており、
- (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき(事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。)
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき(暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等)。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

年 月 日

(公財)法人福岡県産業・科学技術振興財団

理事長 梶山 千里 殿

収入
印紙

契約者 住
氏

この欄については、記入いた
だかないようお願いいたします。

スマートエイジング社会構築に向けた 国際市場動向・技術動向調査 調査仕様書

1. 目的

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）では、独立行政法人科学技術振興機構からの委託を受け実施中の研究成果展開事業（スーパークラスタープログラムトライアル）（以下「本事業」という。）において、スマートエイジング社会の実現へ向けて、地域内の大学等研究機関及び民間企業と連携し、研究開発を推進している。

本事業の研究成果を、地域社会へと還元するだけではなく、福岡地域が国際競争力の高い広域連携によるスーパークラスターのコアクラスターとして、スマートエイジング社会実現ネットワークの中核を担うためには、地域で保有する研究開発シーズの革新性を強化するとともに、国際的に戦えるビジネスプラン及び国際展開戦略を詳細に検討した上で、科学技術振興・産業振興に関する地域構想・ビジョンを再構築する必要がある。

本調査は、上記地域構想・ビジョンの再構築に必要な関連市場動向、競合技術、社会ニーズ、マーケットニーズ等に関する情報を収集するものである。

2. 調査内容

- (1) 福岡県におけるスマートエイジング関連産業（医療・福祉・ヘルスケア）に関する概況
- (2) 本事業で実施中の研究開発プロジェクト（別紙参照）に関する市場動向・技術動向調査
- (3) 医療現場におけるニーズ調査
- (4) スマートエイジング社会実現に向けた施策等の提言

3. 調査手法

上記調査内容について、以下の手法を用いて実施する。

- ・(1) については、文献・インターネット等による調査により、情報・データを取りまとめる。
- ・(2) については、研究開発プロジェクトに参画している大学等研究機関、企業等に対するヒアリングによる調査及び文献・インターネット等による調査で、情報・データを取りまとめる。
- ・(3) については、地域内外の医療機関へのアンケート等により、情報・データを取りまとめる。
アンケート内容については、財団と協議により決定し、100機関以上からのデータを収集する。
- ・(4) については、上記(1)～(3)までの調査結果等を踏まえ、財団と協議の上、スマートエイジング社会構築へ向けて、今後福岡地域で取り組むべき国際優位性のある研究開発領域（3件以上）及び必要となる施策（2件以上）に関して提言を行う。
- ・調査の中間報告として、財団が設置する産学官の有識者から構成される会議体（スーパークラスタートライアル検討協議会）に対して、調査の進捗説明を行い、有識者からの助言を受けるものとする。

4. 調査期間

契約締結日より平成26年11月14日まで

5. 納入物

上記調査に対する報告書5部(A4版、100頁程度、カラー、簡易製本)

※電子媒体としてCD-R等に保存し、併せて納品すること。

6. 納入場所

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団 先端半導体部
研究開発・製品化推進グループ

7. 調査実施要件

本公募の対象となる申請者は、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- ・日本に拠点を有していること。
- ・本業務を的確に遂行するに足る組織・人員等を有していること。
- ・本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること

8. その他

成果物（納入品）に係る著作権は、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に帰属する。

各項目の詳細及び本仕様書に記載されていない事項については、当事者間で協議の上決定する。

必要に応じて、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団より本事業等の資料を提供する。なお、提供された資料については、複製も含めて全て返却すること。

以上

(別紙)

本事業で実施中の研究開発プロジェクト

1. 院内業務効率化のためのスパースパターンマッチング技術の研究開発

代表研究者：鎌田 清一郎 教授（早稲田大学情報生産システム研究センター）

キーワード：調剤監査システム、調剤過誤防止、一包化薬剤

2. 医療現場の安全と効率化に貢献するスマートハンドリングの研究開発

代表研究者：久池井 茂 准教授（北九州工業高等専門学校制御情報工学科）

キーワード：薬剤の自動仕分け、医療トレーサビリティ

3. オーダーメイド運動支援システム開発

代表研究者：田中 宏暁 教授（福岡大学スポーツ科学部）

キーワード：心音計測、最適な運動強度の提供

4. 一過性意識消失発作の原因診断を可能とする心電図・血圧同時連続長時間記録計の開発

代表研究者：安部 治彦 教授（産業医科大学医学部）

キーワード：失神（原因診断）、心電図・血圧の長時間計測

スマートエイジング社会構築に向けた
国際市場動向・技術動向調査

応札資料作成要領

平成26年6月27日
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

目 次

- 第1章 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料
- 第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領
 - 2.1 評価項目一覧の構成
 - 2.2 提案要求事項
- 第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明
 - 3.1 提案書の構成及び記載事項
 - 3.2 提案書様式
 - 3.3 留意事項

本書は、スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査の応札資料作成要領を取りまとめたものである。

第1章 公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（以下「財団」という。）は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、財団へ提示する。

[表1 財団が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①入札仕様書	本調達の対象であるスマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査の仕様を記述（調査の目的・内容等）。
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	財団が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 応札者が財団に提示する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
②提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ■調査業務の実施方針等 ■組織の経験・能力 ■業務従事者の経験・能力 ■補足資料(応札者の実績の詳細)等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
評価項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	財団
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要はない項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	財団
評価基準	基礎点評価の観点及び加点評価の観点を示す。	財団
配点	各項目に対する最大加点	財団
提案書頁番号	作成した提案書における当該頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合は空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す(表5)。提案書は、表5の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分にそしゃくした上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表5 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	調査業務の実施 方針等	仕様書に示された財団の方針を理解していること。 目標設定、実施作業内容、実施スケジュールが妥当であること。
2	組織の経験・能力	関連分野の調査等の実績があること。 当該分野に関する知識、経験、ノウハウを有していること。 実施体制や管理能力などが優れていること。
3	業務従事者の経験・能力	関連分野の調査等の実績があること。 十分な調査能力を有していること。 業務遂行上、有効な資格等を持っていること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全5部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに拠りがたい場合は、財団まで申し出ること。）

3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ③ 財団から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、財団所定の質問書に必要事項を記載の上、平成26年7月4日（金）17時までに必ず書面（FAX可）で財団先端半導体部研究推進・製品化推進グループに提出する。
- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと財団が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

評価項目一覧 -提案要求事項-

評価項目 (提案書の目次)	評価区分		評価基準	配点		提案書 頁番号
	必須	任意		基礎	加点	
1. 調査業務の実施方針等				基礎	50	
調査内容の妥当性、 独創性	○		仕様書記載の調査内容を全て記載しているか。偏った内容の調査になっていないか。	5	20	
			仕様書に示した内容の意図を汲み、成果を高める具体的な提案がされているか。仕様書に示した内容以外の独自の提案がされているか。	15		
調査方法の妥当性、 独創性	○		課題の抽出・分析方法は妥当か。調査項目・調査方法は明確か。	5	22	
			調査方法、分析方法に事業効果を高めるための工夫が見られるか。	17		
作業計画の妥当性、 独創性	○		手法、日程等に無理がなく、目的に添った実現性があるか。	3	8	
			事業の達成のための日程、作業手順等が効率的なものか。	5		
2. 組織の経験・能力					33	
類似調査業務の経験		○	過去に類似の調査を実施した経験があるか。	5	5	
組織としての調査実施 能力	○		事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。事業を行う上での適切な財政基盤、経営処理能力を有しているか。	3	18	
			幅広い知見、ネットワークを持っているか。優れた情報収集能力を持っているか。	15		
調査業務に当たっ ての管理・バックアップ体制		○	円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれているか。管理者の経験や知見はあるか。	10	10	
3. 業務従事者の経験、能力					17	
類似調査業務の経験		○	これまで委託により企業情報の収集・整理に関する事業を実施した経験があるか。	10	10	
調査内容に対する専門知識、適格性		○	調査内容に関する知識や知見はあるか。	3	3	
業務歴、資格、学歴等		○	業務を遂行する上で有効な資格等を持っているか。	4	4	
合計			基礎点	19	100	
			加点	81		

スマートエイジング社会構築に向けた
国際市場動向・技術動向調査

評価手順書(加算方式)

平成26年6月27日
公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団

1. 落札方式

(1) 総合評価落札方式

本調達は、総合評価落札方式（加算方式）を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

- ① 入札者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
 - 1) 本調査の目的、内容等について十分理解していること。
 - 2) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 上記①の数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- ① 入札価格に対する得点（以下、価格点という）配分と、技術等に対する得点（以下、技術点という）の配分の割合は、価格点1に対して技術点を2とする。
※（価格点の配分：技術点の配分 = 1：2）
※価格点、技術点は、小数点以下切り捨てとする。
- ② 価格点の評価方法については、次のとおりとする。価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。
※（価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)、小数点以下切り捨て）
- ③ 技術等の評価方法については、次のとおりとする。
 - 1) 評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項ごとの得点が決定される。（評価項目ごとの基礎点、加点の得点配分については、別紙：評価項目一覧を参照のこと。）
 - 2) 評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求水準を基礎点に係る要件として設定している。評価の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点に係る要件を全て充足していることを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その応募者は不合格となる。
 - 3) 評価基準のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件である。加点に係る要件については、その提案内容に応じて加点する。（具体的な加点に係る要件の評価については、「2. (3) 配点方法」を参照のこと。）
- ④ 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の価格点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

2. 評価項目

(1) 総合評価点

本調達における総合評価点の内訳は以下のとおりとする。

総合評価点 = 技術点（100点満点） + 価格点（50点満点）

(2) 技術点対象項目

本調達における技術点の内訳は以下のとおりとする。（詳細については、別紙：評価項目一覧を参照のこと。）

技術点 = ①調査業務の実施方針等（50点満点）

- + ②組織の経験・能力（33点満点）
- + ③業務従事者の経験・能力（17点満点）

(3) 配点方法

「調査業務の実施方針等」、「組織の経験・能力」、「業務従事者の経験・能力」の加点に係る要件に関しては、提出された提案書に基づき、各項目についてそれぞれ得点を与え、その合計を技術点とする。

質 問 書

公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」一般競争入札に係る仕様書等に関して下記のとおり質問します。

【質問内容を記入して下さい。】

平成 年 月 日

会社名

住所

代表者名 _____

担当者氏名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

入札日程

「スマートエイジング社会構築に向けた国際市場動向・技術動向調査」

月	日	曜日	内 容
6	27	金	公告・入札説明書の配布開始
	28	土	
	29	日	
	30	月	
7	1	火	
	2	水	
	3	木	入札参加申請書の提出締め切り ～12:00
	4	金	質問受付の締め切り ～17:00
	5	土	
	6	日	
	7	月	
	8	火	入札書提出締め切り ～17:00
	9	水	
	10	木	
	11	金	
	12	土	
	13	日	
	14	月	開札13:00～